

2023年7月24日

### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会が保有する本人に関する個人情報。貴協会が本人の放送受信料未払期間中に貴協会委託業者に与えた本人の個人情報。また委託業者が知り得た個人情報（本人分）。」とした、個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるためとして、開示しなかった。

これに対して視聴者より、「NHKホームページ上に営業システム上の「お客様検索画面」の写しが掲載されている。この画面は私が求めたものにほぼ相当していると思われる。請求の画面が存在するか、請求項目がヒット（マッチ）していないのか、請求フォーム（様式）が異なる為か、説明を求める」として、再検討の求めがあった。

また、「放送受信料未払期間中」とは、NHKが誤って登録した契約者の住所を正しい住所に修正した平成13年以前の期間とのことであった。

### 2 NHKの見解の要旨

NHKは、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるためとして、開示しないとしたが、平成13年以前にNHKが委託業者に与えた保有個人データは存在しないため、開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、「委託業者に与えた個人情報」の記録の保管に関する規程は存在せず、業務管理上運用している営業システムにも平成13年以前の記録は残っていないことが認められ、当該保有個人データは存在しないというNHKの説明に特段不自然不合理な点はなく、本件を不開示としたNHKの取り扱いが妥当と判断する。

### 4 審議の経過

2023年 5月18日（第330回審議委員会）

諮問、審議

6月 8日（第331回審議委員会）

審議

7月24日（第332回審議委員会）

審議、答申